

# 児童買春・児童ポルノ禁止法改正問題に関して、拙速を避け、 極めて慎重な取り扱いを求める請願

衆議院議長殿・参議院議長殿

## 【 請願趣旨 】

本請願は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下、同法)」の改正問題に関して、その「児童ポルノ」という法の呼称故に誤解の多い同法をより適切な形に改めるよう求め、国民的議論と合意形成が充分でない現況下での「児童ポルノ単純所持罪」の新設といった罰則の強化などに対して、極めて慎重な取り扱いを国会に要請するものです。

私たちが、被害児童の画像・映像等が巷間に流布していることには心を痛めております。しかしながら、同時に昨今の改正議論で主に検討されている「所持罪」の新設等は、識者の間からも様々に指摘されている通り国民生活を著しく脅かすことに繋がりがねないと危惧しており、また法律名による誤解の多さからか、マスコミ報道も慎重さを欠いた部分が目立つため、法改正にあたっての危険性の周知と、その上での国民的な合意形成が充分になされていない状況と考えます。

私たちは同法の改正問題に関して、じっくりと時間をかけてこの問題を正しく国民議論の俎上に載せる必要があるとの考えから、国民的な合意が充分でない現況下においては、具体的には同法を以下のように取り扱うよう国会に求めます。

まず第一に、同法における「児童ポルノ」の定義が非常に曖昧であり、2条3項に列举される説明では、とても充分なものとは言えません。今後も国民生活を脅かすことの無いよう、定義を精密かつ明確なものにするよう求めます。

第二に、同法に対し、画像・映像などの「所持、取得」に関する新たな罰則を設けることは、多くの冤罪発生や、捜査権の濫用、プライバシーの侵害や、行き過ぎた監視国家化が引き起こされる可能性が高く、日常的国民生活を脅かすものとして、これを設けないよう求めます。

第三に、「イラスト」等の被害者の存在しない創作物も同法に含めるべきとする議論に関しては、実在する児童を保護するための法律である以上、保護法益を無視した主張であり、法の運用を混乱させ、表現の自由を侵害しかねないものと考え、これを同法の範囲に含めないよう求めます。

第四に、同法における保護法益の認識が混乱している背景は、法律名自体に「児童ポルノ」という認識上の誤解を招きやすく、また被害児童に対しても配慮を欠く表現が用いられていることに端を発するものと考え、「児童性虐待防止法」等のより適切な法律名に改め、法律名に「児童ポルノ」の言葉を用いないよう求めます。

第五に、同法の附則に存在する「三年を目途」とする法改正の検討要請は、特に法的な根拠も合理性もないものなので、これを削除し適時必要性が生じたときに改正を検討するよう求めます。

以上より、私達は国民的な認識が不十分なままに、議論を尽くさない拙速な法改正とならぬよう、以下の5項目の実現を求め請願いたします。

## 【 請願事項 】

- 1、「児童ポルノ」の定義を、精密かつ明確なものとする事
- 2、画像・映像等の「所持、取得」に関して新たな罰則を設けない事
- 3、「イラスト」等の被害者の存在しない創作物を、同法の範囲に含めない事
- 4、法律名を「児童性虐待防止法」等の適切なものに改め、法律名に「児童ポルノ」の言葉を用いない事
- 5、「三年を目途」とする法改正検討の要請を削除し、必要が生じたときに改正を検討する事

## 【 請願者 】

氏名	住所

(住所は省略することなく、都道府県からご記入ください。またご家族等での同住所による署名の場合でも、省略せずにご記入ください。)

【主催団体】 市民団体 名も無き市民の会

【請願代表】 宗安 力(名も無き市民の会幹事) 〒756-0833 山口県山陽小野田市北竜王町 16-29

署名へのご協力、有り難うございました。この署名は本請願のみに使用し、他一切の用途には使用しません。個人情報につきましても、当会が法令に基づいて厳重に管理し、外部に提供することは有りません。郵送にて「〒756-0833 山口県山陽小野田市北竜王町 16-29 宗安力」までお送りください。責任を持って、国会に提出させていただきます。